

【テイクアウト（お持ち帰り）やデリバリーサービス（出前）】

本市では、新型コロナウイルス感染症により地域経済の低迷が予測される中、消費喚起を促すために、テイクアウト（お持ち帰り）やデリバリーサービス（出前）を行っている事業者（飲食店など）の情報を日置市ホームページでお知らせしています。

日置市ホームページ

http://www.city.hioki.kagoshima.jp/emergency/coronavirus/delivery_take-out.html

【日置うまいもん横丁】

○飲食店を支援する取り組み第2弾として、日置市役所や周辺の空スペースを活用した飲食店自慢の“うまいもん”が集結したエリア《日置うまいもん横丁》で弁当などを販売します。

実施期間 4月30日～5月29日

販売場所 市役所本庁（正面玄関）

販売時間 お昼（平日：毎日）午前11時30分～午後1時30分

夕方（火・金）午後4時～午後6時

※弁当は4店舗が毎日入れ替わり、1日当り合計100～150食程度準備。売切れ次第終了とさせていただきます。

○伊集院駅前広場で弁当を販売する企画！！略して《駅弁》企画スタート！

伊集院駅前広場の北口及び南口に於て、駅周辺の飲食店が合同販売ブースを設けて、弁当や惣菜を販売します。

実施期間 5月1日～5月29日

販売場所 伊集院駅前広場北口及び南口（特設テント）

販売時間 お昼：午前11時～午後2時

夕方：午後4時～午後7時 ※売切れ次第終了とさせていただきます。

※飲食店への営業時間の短縮、休業要請の解除に伴い、「日置うまいもん横丁」「駅弁」での販売店舗の縮小、または販売期間の縮小を行う場合があります。あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】 商工観光課観光戦略係 TEL 248-9409

『新しい生活様式』の実践例について

新型コロナウイルス対策を検討する政府の専門家会議は、感染拡大を長期的に防ぐために「新しい生活様式」に切り替える必要があるとして、その具体例を示しましたのでその一部を抜粋し、お知らせします。

一人ひとりの基本的感染対策

- ①人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- ②外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクを着用
- ③手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ①せきエチケットの徹底
- ②こまめに換気
- ③「3密」回避（密集、密接、密閉）
- ④毎朝の体温測定で、健康をチェック。発熱や風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

今後も、感染拡大防止への取り組みへ、ご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 本庁健康保険課保健予防係 TEL 248-9421



新型コロナウイルス感染症対策 特別号

《緊急事態宣言が延長されたことに伴う市長メッセージ》

5月4日、国は全国への緊急事態宣言の期限を5月6日から5月31日まで延長することを表明しました。

その中で、感染が少ない鹿児島県においては、外出自粛や施設の利用制限を一部緩和するなど方向性が示されました。

そのようなことから、日置市においても一定の感染防止策を前提に、宿泊を伴う施設を除いた公共施設を5月7日より、また、公立幼稚園、小・中学校を5月11日より再開することとしました。

鹿児島県は、東京都や大阪府を含む特定警戒都道府県に指定されていませんが、今後、県内で新型コロナウイルスの感染が拡大すれば、再び、皆さまの行動に自粛や制限がかかることも考えられます。

新たな感染者が少ない都道府県においては、緊急事態宣言が解除される可能性もありますが、市民の皆さまにおかれましては、引き続き、集団感染を引き起こす要因である3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避け、「手洗い」「咳エチケット」などを徹底するとともに、まん延を防止して市民の皆さまの命を守るという観点から、都道府県をまたいでの移動や不要不急の帰省、旅行は避けてくださいますようお願いいたします。

市といたしましては、これまでも新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対策を実施してまいりましたが、今後も次のとおり対策を実施してまいります。

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する情報を防災行政無線・市ホームページ・広報紙で引き続き提供。（イベント等の中止・公共施設の休館等）
- 2 日置市商工会と連携・協力し、市内飲食店等で使用できるプレミアム付商品券事業を実施。
- 3 感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。1人につき10万円（特別定額給付金）を支給。
- 4 児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円（臨時特別給付金）を支給。
- 5 日置市内に営業所や事務所などがある中小企業者等で、2～5月のうち1カ月の売上が前年同月より20%以上減少した事業者に対して10万円を助成。
- 6 市民の経済的負担を軽減するために、一般家庭、事業所などすべての給水契約者に対し、水道基本料金4カ月分を免除。

私が日頃から申し上げていることは、市民の皆さまの暮らしの「安心・安全」であります。一日でも早く、平穏な日常の暮らしに戻れますよう、感染拡大の防止と市民の皆さまの生活の支援を行ってまいります。

このような事態の長期化に伴い、心配や不安を感じる方も多いことと思います。

大切な命と健康を守るため、市民の皆さま一人一人が今できる適切な行動を引き続きお願いするとともに、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年5月8日

日置市長 宮路高光

《特別定額給付金について》

感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う特別定額給付金事業が実施されます。

給付対象者 基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者

給付額 給付対象者1人につき10万円

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

今後のスケジュール

5月中旬 申請書を各世帯に郵送
申請書の受付開始（受付期間は8月中旬まで）
※オンラインによる申請は随時行っています。

お願い 感染症拡大を防止するため、返信用封筒での申請にご協力ください。

注意：受付期間を過ぎると申請を受け付けられませんのでご注意ください。

受付後順次支払い（おおむね2週間をめどに指定の口座に振り込み）

【お問い合わせ先】 特別定額給付金申請窓口 TEL 248-9471

《子育て世帯への臨時特別給付金について》

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を対象児童1人当たり1万円支給します。

給付額 対象児童1人につき1万円

実施主体 令和2年3月31日時点での居住市町村（特別区を含む）

支給対象者 対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者

対象児童 児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童

（新高校1年生も含む）※3月31日までに生まれた児童が対象

※現在、支給時期は6月を予定しています。具体的な内容が決定次第、市民の皆さまにお知らせします。

【お問い合わせ先】 本庁福祉課子育て支援係 TEL 248-9416

《新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中小企業者等緊急支援給付金について》

新型コロナウイルスの感染拡大により、市内の中小企業者などについては、幅広い業種において大きな影響が生じている。そのため、新型コロナウイルスの影響により売上が減少した中小企業者等に給付金を交付します。

主な支給対象者

- 1 市内に営業所や事務所等を有している中小企業者等
- 2 新型コロナウイルスの影響により売上が前年同月と比較し20%以上減少している中小企業者等（対象月：令和2年2月～5月）

※対象月において前年実績のない創業者や事業規模の変更等をした事業者については令和元年10月から12月のうち、いずれか1カ月分と比較し20%以上減少していること。

支給額など

・1事業者当たり10万円

【問い合わせ先】 本庁商工観光課商工政策係 TEL 248-9409

《市税などの猶予制度について》

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税など（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料）の納付が困難となった場合には、猶予や減免制度がありますので、本庁税務課、各支所地域振興課市民税係までご相談ください。

【お問い合わせ先】

本庁税務課（管理収納係） TEL 248-9412

本庁税務課（特別滞納整理係） TEL 248-9413

東市来支所地域振興課市民税係 TEL 274-2436

日吉支所地域振興課市民税係 TEL 292-2033

吹上支所地域振興課市民税係 TEL 296-2257

《後期高齢者医療保険料の猶予制度について》

新型コロナウイルス感染症の影響により後期高齢者医療保険料の納付が困難になった場合、納付の猶予制度がありますので、本庁健康保険課後期高齢者医療係、各支所地域振興課健康保険係へご相談ください。

【お問い合わせ先】

本庁健康保険課 後期高齢者医療係 TEL 248-9421

東市来支所 地域振興課 健康保険係 TEL 274-2113

日吉支所 地域振興課 健康保険係 TEL 292-2113

吹上支所 地域振興課 健康保険係 TEL 296-2113

《新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について》

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している被用者（会社などに勤めている方）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方または発熱などの症状があり感染が疑われる方が会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に傷病手当金が支給されます。申請方法や要件など詳細については、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

本庁健康保険課国民健康保険係または後期高齢者医療係 TEL 248-9421

《水道基本料金の免除について》

日置市では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市民の経済的負担を軽減するために、水道の基本料金を次の内容で免除します。

対象者 一般家庭、事業所等すべての給水契約者

対象料金 水道基本料金（使用量に応じて支払う従量料金は、免除対象から除く）

適用期間 感染症の終息や生活再建に一定の期間がかかることを想定し、4カ月間とします。

・偶数月にお支払いの世帯は6月請求分と8月請求分

・奇数月にお支払いの世帯は7月請求分と9月請求分

手続き等 申請等手続きは不要です。

その他 新型コロナウイルス感染症の影響により、お支払が困難な方は、分割納付等の相談に応じます。

【お問い合わせ先】 本庁上下水道課水道管理係 TEL 248-9424